

一関市議会 教育民生常任委員会 記録

会議年月日	令和4年11月21日(月)			
会議時間	開会	午後1時28分	閉会	午後2時51分
場 所	第2委員会室			
出席委員	委員長 永澤 由利		副委員長 千葉 信吉	
	委員 岩 渕 優		委員 那 須 勇	
	委員 佐藤 真由美		委員 菅 原 行 奈	
	委員 猪 股 晃			
遅 刻	遅 刻 なし			
早 退	早 退 なし			
欠席委員	欠 席 門 馬 功、千葉 大作 委員			
事務局職員	栃澤議事係長			
紹介議員	なし			
出席説明員	鈴木保健福祉部長、佐藤保健福祉部特命部長、松田健康づくり課長、菅原子育て支援課長			
参考人	なし			
本日の会議に付した事件	所管事務調査 (1) 保健福祉部の組織の見直しについて (2) その他			
議事の経過	別紙のとおり			

教育民生常任委員会記録

令和4年11月21日

(午後1時28分 開会)

委員長 : ただいまの出席委員は7名です。

定足数に達しておりますので、これより本日の委員会を開会いたします。

門馬功委員、千葉大作委員より欠席の旨、届出がありました。

録画、録音、写真撮影を許可しておりますので、御了承願います。

本日の案件は、御案内のとおりです。

本日の調査に当たり、当局から保健福祉部長、保健福祉部特命部長の出席を求めたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 : 異議ありませんので、議長を通じて、保健福祉部長、保健福祉部特命部長の出席を求めることといたします。

それではこれより、所管事務調査を行います。

初めに、保健福祉部の組織の見直しについてを議題とします。

当局より説明を求めます。

鈴木保健福祉部長。

保健福祉部長 : 本日は急なお願いでありましたけれども、説明をさせていただく機会を設けていただきましてありがとうございます。

私と、佐藤特命部長のほかに松田次長兼健康づくり課長、菅原次長兼子育て支援課長も同席させていただいております。

よろしくお願いいたします。

まず初めに、急なお願いになりましたというようなところがございますが、実は12月通常会議の前に、11月末あたりにこの案件で皆さん方に御説明させていただきたいと思ってございました。

ところが、本日、市長の記者会見がある日でありまして、市民の皆さんにもお知らせしたいので、記者会見でも今日このことをお話ししたいといったような話がありましたので、それに遅れるわけにはいかないなということで、同日での開催ということでお願いしたところであります。

なお、この内容については明日、新聞にも載ると思ってございますので、よろしくお願いいたしますと思います。

それでは資料に基づきまして説明をさせていただきたいと思います。

組織の見直しについてということでございます。

この見直しを行う背景としまして、大きく4点記載してございます。

1点目は市に限らず、国全体での話なのですが、少子化が急速に進行していること。それから、子供や子育てを取り巻く環境としましては核家族化が進んでいること。

また、御多分に漏れず地域のつながりが希薄化しているといったようなことが絡みましまして、家庭における養育機能が低下しているということで、子育てを社会全体で支える仕組みが求められているというところでございます。

こういった背景を基に、国のほうでも、こども家庭庁の創設といった動きがあるというところでございます。

次のまた以降の部分でございまして、就学前における子供の発達や子供を取り巻く様々な課題に対しては、市では市長部局と教育部局がそれぞれで対応しているという状況でございます。

こども家庭庁の動きの中では、幼稚園のことについては文部科学省でということではありますが、そういった状況も踏まえながらではありますが、市の組織として、就学前児童への対応を一元化して一体的に取り組んでいったほうがいいたろうという動きであり、そういった考え方でありまして、そのほうがこれまで以上に効果的な対応が可能になるだろうというところが背景にございます。

一方、全国に比べて、一関市では早いペースで高齢化が進行している状況ではありますが、要介護状態にできるだけならないようにするため、お年寄りの方でもその状況が進まないようにという部分で、できるだけ若い段階から健康づくりですとか、介護予防の取組を行うことが重要だというところがございます。

ただし、市の専門職の人材がというように書いておりますが、ここで言うのは保健師、栄養士のことです。

そういった専門職の人材が不足する現状にありまして、これまでと同様の市民サービスを限りある職員数で維持していくためには、保健師や栄養士を幾つかの地域に集約して拠点化し、保健指導・栄養指導などの事業を展開していく必要があるという大きくこの4つの件が見直しを行う背景としてございました。

では、具体的に部の見直しをどのようにするかということで、概要として述べさせていただきますが、まず一つにはこれまで教育委員会で所管しておりました幼稚園に関する業務、全てではなくその一部となりますけれども、市長部局に補助執行し、就学前の子供に関する事務については一体的に対応する体制とします。

あわせて、安心して子育てができる環境づくりのため、子供とその家庭や子供を取り巻く環境への包括的な支援体制を構築するということと併せまして、保健衛生活動の質を維持させるため、新たに健康こども部を設置するというところであります。

それから、複雑化、複合化しております福祉課題、これらに包括的、専門的に対処していく体制を構築するために、新たに福祉部を設置しますというところでございます。

具体的には表にありますとおり、左側の令和4年度、現在は保健福祉部には、健康づくり課、子育て支援課、長寿社会課、福祉課という4課のほかに子育て支援センター、それから新型コロナワクチン接種対策室、4課、1センター、1室があるところでございます。

これを、右側になりますが、令和5年度は健康こども部と福祉部、これらの名称は現

在のところで全て仮称でございます。

部の名称については条例で定めることとなりますので、12月通常会議に提案する予定のときまでに固めたい、今の案ではほぼ行くと思っておりますが、今の段階では仮称でございます。

健康こども部には、健康づくり課、それからこども家庭課、児童保育課、それから北部健康推進室、東部健康推進室、新型コロナワクチン接種対策室というという3課、3室を設けたいと思っております。

その業務の内容ですけれども、健康づくり課は、現在の健康づくり課の業務に花泉支所地域の業務を含めて、あとはその支所で持っていた業務のうち、本庁に集約できる業務をできるだけ集約してということで、名称は同じものを想定しておりますが、所掌が少し広がるという部分でございます。

それから、こども家庭課と児童保育課については、現在の子育て支援課と子育て支援センターで持っていた業務、これに支所で持っていた業務のうち集約できるものを集約するといったような形にして、この2つの課に分けると、ここに小さな字で書いておりますが、こども家庭課では、主に母子保健の事業、それから家庭支援ということで、家庭児童相談室機能、あとは婦人相談員などそういったものがありました。家庭支援の業務、それから発達相談などを所掌していこうとするものでありますし、児童保育課については、保育所、それから幼稚園、各種児童クラブ、それから手当というのは、児童手当ですとか、児童扶養手当ですとかそういった手当、そういった関係の事務を所掌しようとするものであります。

教育委員会から補助執行を受ける幼稚園業務がこちらでという想定であります。

それから北部、東部の健康推進室、その考え方は次のページ、後で御説明を申し上げます。

それにワクチンの接種対策室ということで健康こども部を想定しています。

それからもう一つの部については福祉部ということで、長寿社会課と福祉課、現在の機構をそのまま受けるような形になりますが、そこで、いわゆる重層的新体制の整備といったようなものも含めた様々な福祉課題に包括的に対応していけるような部署ということで考えてございます。

これに合わせまして、支所の機構もちょっと変わる予定でございます。

欄外ですけれども、各支所においては、保健福祉課保健系の業務などの集約に伴い、市民課と保健福祉課を合わせて市民福祉課に再編する予定です。

現在の支所の保健福祉課には、3つの係がございます。

保健係、子育て支援係、あとは地域福祉係という3つの係がございます。

そのうち、保健系の業務については、保健師、栄養士が携わっていた業務ですので、それを拠点に集約しながら業務についても集約するというので保健係はなくなります。

残る2つの係、子育て支援係、地域福祉係とあるのですが、子育て支援係の主立ったというか、集約できる業務については本庁に集約いたしますので、残る業務というものが限られてくるということで、課としてそのまま置くのではなく、市民課と一緒にしまして市民福祉課、これも仮称でございますけれども、そういった課に集約していくという見直しを行いたいと思っております。

次のページを御覧いただきたいと思います。

3、保健師・栄養士業務の集約と書いてございます。

これまで各支所の保健福祉課に保健係として、保健師が少ない支所では2名、多い支所では4名、2名ないし4名の保健師と栄養士1名を配置しております。

業務とすれば、各種健（検）診、訪問指導、生活習慣病予防対策、介護予防、食生活指導などの事業を行っております。

しかしながら、少人数体制であるということから、なかなかその訪問活動への対応がうまくできないとか、技術の伝達、人材育成などの課題が生じているところでありました。

また、複数の保健師が一緒に対応しなければならない、複雑な相談事例が増えているといったようなことから、地域での訪問活動や、相談業務について効率的かつ機動力を持って実施できるように再編いたしますということで、健康づくり課とこども家庭課のほかに2つの支所に健康推進室を設置して、保健師、栄養士業務の集約を行い、専門職の技術の高度化や人材育成を図りながら、保健医療活動の一体的な推進を進めてまいりたいというところでございます。

左側に現在の状況を、保健師、栄養士が配置になっているのは、健康づくり課、子育て支援課、子育て支援センター、それから7つの支所にあった保健福祉課の保健係であります。

ここに書いていない保健師が配置になっているのは、福祉課と新型コロナワクチン接種対策室にも保健師が配置になっているわけですが、これらについては、新年度も同じように配置を継続する予定でございます。

ですので、集約しない部分ということでここからは外してございます。

右側が新年度の配置を予定している部分で、健康づくり課には、括弧して市内全域及び一関地域、花泉地域担当というように書いていますが、市内全域というのは、本庁機能、の分、本庁の役割分という意味合いで捉えていただければと思います。

そこにこれまでの業務を集約する部分もあるということですし、こども家庭課、こちらも市内全域を対象として事業を進めてまいりたい。

それから、大東支所内に北部健康推進室として大東地域、東山地域を担当する部署を、千厩支所内に東部健康推進室として千厩地域、室根地域、川崎地域、藤沢地域の担当分として配置したいというところでございます。

なお、支所に保健師や栄養士を配置しない地域が、花泉、東山、室根、川崎、藤沢の5地域となるわけなのですが、そういった支所での対応ということで、4番のところに記入してございます。

各種健（検）診の申込みなどの窓口業務については、これまでと同様に新たに支所に設置します市民福祉課で受付を行います。

2つ目として、各種検診については、これまでと同様に地域ごとにやっていたものについては地域ごとに実施を継続してまいります。

3つ目が新しい部分、後段の部分なのですが、相談などについてはこれまでと同様に電話等での対応、一番最初は、市民の皆さんから電話で問合せがあるので、これまでと同様に電話で対応してまいりますし、御自宅などに保健師などが随時出向いて対応して

まいります。

そのほか各支所の市民福祉課の窓口にタブレットを設置いたします。

そのタブレットを使って、健康推進室、健康づくり課などの保健師や栄養士などがテレビ電話により対応します。

タブレットのLINEの通話機能を使ってお客さんと保健師等が話をするといったようなことを想定してございます。

そのような対応をしてみたいと思っております。

4つ目としまして各団体の活動支援、ここで想定しております団体というのは、保健推進委員連絡協議会ですとか、食生活改善推進員の協議会であったり、そういった活動の支援につきましては、これまでと同様に保健師、栄養士が出向いて対応していくということで、支障のないように対応をしてみたいと考えてございます。

以上、組織の見直しについての説明であります。

どうぞよろしく願いいたします。

委員長：それでは、これより質疑、意見交換を行います。

那須委員。

那須委員：それでは2点ほど確認です。

まずは1ページの部の見直しの概要の令和4年度と令和5年度の比較の表がございました。

この中での課名を比較しますと、例えば令和4年度の健康づくり課は令和5年度の健康づくり課と同じ課名、で結びつけると今年度も同じ健康づくり課。

長寿社会課についても、課名で結ぶ中で、違った分というのは子育て支援課をこども家庭課と児童保育課に2つの課に分ける。

そうした上で北部と東部の健康推進室ができるという組織的にはそういう流れということの確認が一つです。

それから2つ目ですけれども、健康推進室の考え方、東部と北部に分けておりました。

北部については大東支所を、東部については千厩支所とありますが、どうしても旧東磐井地域の部分を東部、北部に分けたという組織の再編だと思っておりますが、例えば、建設関係でいうと建設農林センターのように旧東磐井地域を一つの推進室という検討はしたのかどうかということと、最終的にこの北部と東部と2つに分けたという基本的な考え方について確認したいと思います。

委員長：鈴木保健福祉部長。

保健福祉部長：2点御質問を頂戴いたしました。

まず、令和4年度の機構と令和5年度の機構の部分でございましてけれども、御質問いただきましたとおり子育て支援課、健康づくり課、長寿社会課、福祉課については同じ名称でということで、ほぼ同じ想定ではあるのですが、先ほど説明をさせていただいたように、各支所で行っていた業務についても集約できるものは集約していくということ

ですので、健康づくり課についても、所掌する範囲なり事務量については増える想定でありますし、長寿社会課、福祉課でも支所の業務ないしはあとは健康づくり課とのやりとりの中で、少し事務を調整するといったものもございますので、全くイコールというような形ではありません。

それから、健康推進室を北部と東部の2か所に置く案でございますけれども、一つそういうようなものも想定で検討はいたしました。

そうすると範囲も広がるということで、それだけの職員がいるスペースの確保も難しい、何よりも機動的に何かあったときに出向いていけるといったようなことで、やはり2か所は必要というように考えておりました。

その中で、そこにお住まいの方の人口ですとか、それからいろいろな相談業務などのこれまでの件数ですとか、そういったものも踏まえながら、大東支所内と千厩支所内の2か所ということが望ましいというように検討したところでございます。

委員長：猪股委員。

猪股委員：私からは何点か文言表現とか、いただいた資料の文言の部分で市としてどのように捉えてこのようなことをやろうとしているかというような部分について、確認の意味を込めて聞きたいと思います。

背景の部分で、家庭における養育機能が低下というような文言がございます。

その前段では、希薄化というような言葉もあるのですけれども、具体的にこの家庭における養育機能の低下という部分について、具体の事象、事例という部分でどのように捉えているのかと思っております。

それに対して、社会全体で支える仕組みというような文言がありますが、基本は家庭教育にあるのではないかと思っていて、それを補完する意味で地域が支援するというようなことが求められていると思っておりますのですけれども、肝心の家庭教育の部分について、この組織の中でどのような役割をどこが担って家庭教育の部分をやろうとしているのか。

また、教育部との連携、今まで教育部門で所管していた部分を福祉部門で対応するというような部分については、これも具体的に幼稚園の部分だけのことを言っているのか、それ以外の関係についても、対応するというようなことになるのか、ちょっとなかなかイメージが持てないので、その部分についてお伺いしたいと思います。

あと2点ほどありますけれども、とりあえずお願いします。

委員長：鈴木保健福祉部長。

保健福祉部長：まず1点目の家庭における養育機能の低下という部分の具体の事象ということでございましたけれども、これは一関市に限らず全国的にそういったことが言われておりますが、猪股委員がおっしゃったように家庭教育、家庭における課題というようには思っております。

いずれ、養育機能が低下というか、核家族化によっておじいさん、おばあさんからい

ろいろとお父さん、お母さんの世代が教わりながら子育てしていくということではなく、そこが切り離されて、今まで子育てしたことがない、初めて子育てを経験される方々がどのように子育てをしていったらいいのかという部分で、課題のある事例、いろいろなニュースなどに出てきている部分もありますし、出てくる以前の部分もあって、一関市においてもいろいろな相談などがあって、それに関わっている部分がございます。

そういった部分を社会全体の課題として捉えていくということで、今回、こども家庭庁が創設になるわけですけれども、そういった社会全体で支援していけるような、支えていけるような仕組みということを想定しております。

1 ページの下のほうに、こども家庭課で主に所掌する業務ということで、家庭支援ということを書かせていただいておりますが、そういったところでいろいろな相談に乗ったり、市だけではなくて教育委員会もそうですけれども、児童相談所ですとか、関係機関と一緒に支えていける、そういう仕組みをつくって支えていきたいと思っております。

それから教育部との連携というお話でございますけれども、就学前における子供のことについては、一元化して一体的に健康こども部のほうで取り組んでまいりたいと思っております。

具体的には幼稚園のことだけなのかという話でありましたが、幼稚園の中でも、文部科学省が所掌する幼児教育の部分については文部科学省の所掌であり、一関市においても教育委員会のほうに指導主事がいて進めていく部分がございます。

そこまで健康こども部のほうでということではございませんので、先ほどは幼稚園の業務の一部というようなお話をしましたが、そういう教育の部分については教育委員会のほうに残しながら、連携しながらやっていくと思います。

あとは、教育委員会のほうで所管している中に就学時健診というものがございます。

これも小学校でどのように対応していくかということのための健診でありますので、その部分についても教育委員会のほうに残しながらということでもありますので、その辺、全く切り離すという形ではないのですが、一元化しながら、連携を取りながら進めてまいりたいと考えてございます。

委員長：猪股委員。

猪股委員：言葉としては社会全体で支える仕組みというのは、誠に立派な言葉です。

そのとおりなのだろうと思うのですけれども、なかなかちょっと具体の業務としてどのようなことをするのか、なかなか見えてこない部分があるので、これからの部分もあるのかもしれませんが、その辺をしっかりと捉えていないとどこに進むのか、行政施策としてどのように進めていくのかというようなところが少し希薄になってくるのかと思います。

言葉としては立派ですが、具体の取組としてももう少し市民の方々も理解できるようなイメージを持ってこの組織改革というものを捉えてやっていくことのほうが、理解が深まっていいのでしょうし、具体の効果も出てくるのかと思っております。

これは感想でございます。

あと2点ほどあります。

一つは介護予防の関係で、実は今回、保健業務については集約をしたり、支所機能も集約をするというようなことなのですけれども、必要性は認めつつも、ちょっと具体の例をお話ししますと、花泉地域の場合は介護予防センターというところがあって、それが効果的に働いて地域の中で介護予防事業などというようなことを独自でやっている組織がほかの地域に比べて格段に多いのが実態です。

そういう実態を踏まえて、どうするのかというようなことを一般質問などで、今後の対応というようなことで聞いているのですけれども、組織を今後どうしたから、何か変えたからそこにつながるわけではないのだらうなと思ってまして、何と言いますか、実を取るためにもうちょっと具体の事業展開というような部分で、変革をしていかななくてはいけないところもあるのではないかと考えております。

なかなかそこが組織改革という部分とリンクしているのかなという感じはちょっと受けませんが、その辺の考え方について、市の考え方としてどのような背景で今のような組織体制、それからそのことによる効果につながるのかという部分について、ちょっと確認をしたいと思います。

委員長：鈴木保健福祉部長。

保健福祉部長：感想の部分についての、後でちょっと一言お話申し上げますが、介護予防との関係というところでございます。

1ページの下の表の上に複雑化、複合化した福祉課題に包括的専門的に対処する体制を構築するのだと言いながら、今ある長寿社会課、福祉課をそのまま分離するのだということで、何かリンクしてないような感じがされているのだと思います。

実際に介護予防の具体的な部分を進めていくのに欠かせないのが一関地区広域行政組合の活動なり事業であります。

組織が違うものですから、一関地区広域行政組合の部分までどうしようかという部分が今でもあります。

今、第8期高齢者計画で動いている部分、第8期高齢者福祉計画が令和3年度、令和4年度、令和5年度までの3年間でございます。

新しい第9期、令和6年度以降の部分に、一関地区広域行政組合で行っている具体的な事業の展開と、市の関わり方の部分については、令和6年度に向けて大きく手を入れていきたいという思いがございます。

そういったところを含めてできるところから、令和5年度、包括的、専門的に対処する部分はできるところからやっていきながら、もうちょっと長い目で見ていただけたらなというように思っております。

それで、最初に、社会全体で支える仕組みという部分で、具体の業務が見えてこないという御感想を頂戴いたしました。

こちらについても、国でも、こども家庭庁については令和5年度の創設になりますが、それぞれの市において、こども家庭センターというものを令和6年度からの設置に向けて努力してほしいといったような話がございます。

その動きに合わせるように令和5年度中に市のほうでも令和6年度のこども家庭センター設置を見据えて、こども家庭課のほうで具体的にどういったものを令和6年度から立ち上げていったらいいのか、どういう体制にしていったらいいのかといったようなところの進め方もこども家庭課のほうで企画しながらいきたいというように思っています。

ここに主な業務として、母子保健、家庭支援、発達相談等というように書いていますが、その他にそういった分野の企画するものもその機能をこのこども家庭課のほうにおいて、令和6年度に向けて検討を進めていく、組織としていきたいと思っていますので、こちらのほうも、もう少し具体的にどんなことやっていくのだといったようなところは、もう少し時間をかけて検討させていただきたいと思っています。

委員長：猪股委員。

猪股委員：2ページに保健師の方々の集約ということで、少人数体制であったことから、訪問活動への対応というようなことで課題が生じているというようなことだったのですが、なかなか家庭訪問というような形の対応というのは、もしかすると個別の課題対応ということでの訪問のほうは今多くなってきているのかなという感じは受けるのですが、それが集約されることによって、充実していくというような部分が、どのような動きなのかとっておりましたので、その部分について1点質問します。

それから、各支所でのタブレットを活用した相談業務ということですが、これは多分福祉部門だけにかかわらず、様々な対応というのか、これから必要になってくる部門ではないか。

自治体DXの中でより効率的な事務執行ということについては、やっていかないと分からない分野もあると思いますが、この部分については確かにこのような対応なのだろうと思いますが、ちょっと少し話が大きくなるかもしれないけれども、行政全体としてもそのような動きをとっていくという中で、この部門だけでの対応ということでは捉えてよろしいのか。

ここだけがこういう取組というようなことになるのか。

2点、お願いをしたいと思います。

委員長：鈴木保健福祉部長。

保健福祉部長：まず1点目、これまで少人数体制であったことから訪問活動の対応がなかなか難しいところがあったといったようなところ、これをどのような動きにしていくのかということではありますが、例えば保健師が2人しかいない職場で1人が何かの業務で出るともう1人が抜けていけないのです。

あとはそういった状況がこれまで大分あったところですが、人数を多くして拠点とすれば、私はこっちのほうの訪問に行ってくるからといったようなことがもう少し可能になるのではないかとといったようなところでございます。

いずれ、課題に対応するために出かけなければいけないというのは、これまで同様、

出てくるのですが、それ以外の積極的にこちらのほうから訪問していくといったようなことが可能になるような体制にしていきたいというところがございます。

それからタブレットについては現在も各支所に配置になっている部分はあるのですが、なかなか具体的にLINEでの対応というのは、障がい福祉のほうで手話通訳を入れるという部分ではLINEの機能を使ってやっている部分がありますが、部署によってタブレットでのテレビ会議システムという使い方が多かったようです。

そういった形がいいのかというようなことで、今回の保健福祉部関係での見直しのところで、いろいろな機能を使ってみたのですが、一番使い勝手がいいのがLINEの機能だったということで保健福祉部のほうではそれでいこうと。

そのために、今支所に配置しているタブレットを使えない日もあるかもしれないので、保健福祉部専用でというか、こちらの業務のために用意する形で今進めておりますが、それが市民課では使えないのかとか、農林のほうで使えないのかという話になってくると思いますので、その辺は全庁的にそういったものが利用しやすいような形の構築については、私どもだけではなくて、そういうことも含めて検討していきたいと考えてございます。

委員長：岩渕委員。

岩渕委員：何点かお聞きしたいと思います。

1、組織の見直しを行う背景と書かれているところの中に就学前児童への対応を一元化し、一体的に課題に取り組むことにより、これまで以上に効果的な対応が可能になると考えられますとありますが、今回の組織編成によって、私たち市民は子供から見たときに、変化点といいますか、こういうことがよくなる、こういうことが今まで以上に市民サービスが向上するところを何点か、事例を挙げて教えていただきたいと思えます。

まず、それが一つです。

委員長：鈴木保健福祉部長。

保健福祉部長：例えば、転入してきた方がいらっしゃったときに、これから保育園なり幼稚園に通わせたいと思っているというときに、それによって窓口が違うということではなく、総合的に児童保育課のほうに相談してくださいということであれば、そこで一元化できるといったメリットはあると思えますし、ちょっとほかにもあると思えます。

委員長：岩渕委員。

岩渕委員：そんなものではない。

もっと何か、もっとこれは目玉みたいなものはないのでしょうか。

今のは大事なお話だと思うのですが、やってみないと分からない。

そんなことはないです。

制度設計しているはずですから、いや、そんなことはない。
思いつきでやっているわけではないでしょうから。

委員長：鈴木保健福祉部長。

保健福祉部長：保護者の方々からのいろいろな相談を受けるということは多いわけなのですが、例えば、幼稚園に通っていらっしゃる子供と、保育園に通っている子供、また、どちらにも通っていない子供をお持ちの保護者がいらっしゃるわけです。

相談窓口というのが1か所であれば、それが一元化されれば、その中にいる保育士なり心理士なり、そういった人たちとの連携の中で、支援していける部分というのが生まれてくると思っております。

委員長：岩淵委員。

岩淵委員：今後、市民にもっと具体的に分かりやすく多分発信されていくと思いますので、ぜひここが今回の組織編成のポイント、目玉だということを私たち市民が明確に分かるようにぜひよろしくお願いしたいと思います。

それから質問の2つ目ですけれども、専門的な保健師、栄養士、それぞれの地域にいらっしゃるって、先ほど部長がおっしゃったように臨機応変になかなか対応できない場合も多くあるということをおっしゃってございましたけれども、市全体で今、栄養士が何名、保健師が何名いらっしゃるのでしょうか。

委員長：鈴木保健福祉部長。

保健福祉部長：今回の業務の集約に関わっていない藤沢病院などそういったところを含めない人数でお話しさせていただきますが、栄養士が9名、それから保健師は39名です。

委員長：岩淵委員。

岩淵委員：今のは藤沢病院を除くということで、よろしいのですか。

委員長：鈴木保健福祉部長。

保健福祉部長：藤沢病院と一関地区広域行政組合を除いております。

委員長：岩淵委員。

岩淵委員：そうしますと、令和5年度、新体制になったときに、この39名、9名の方はどういう予定でどういう人数配置になると考えていらっしゃるのですか。

委員長：鈴木保健福祉部長。

保健福祉部長：想定している人数はありますが、総務部のほうと現在の協議、調整中の部分でございます。

委員長：岩淵委員。

岩淵委員：分かりました。

それから1ページの令和4年度、令和5年度の比較表になっておりますけれども、組織の組織編制のですね。

全体で言ったときに、令和4年度、令和5年度の比較で、職員数でいったときにここの変化はあるのですか、ないのですか。

委員長：鈴木保健福祉部長。

保健福祉部長：そこについても、今、総務部と協議中の部分でございますが、職員の数は限られておりますので、基本は現在の職員数の中でやりくりすることを想定しておりますが、先ほど申し上げたように教育委員会からの事務が移ってくる部分の増ですとか、そういったものは想定しながら、極端に増えたり減ったりということはないものと捉えております。

委員長：佐藤委員。

佐藤委員：私も職員の配置についてお伺いしようと思っていたのですが、少子化が急速に進行しているのですが、本当に子育てを取り巻くという環境が複雑になっていて、小学校では不登校とか、あとは発達障害の子が多くなっている。

なかなかその専門職も増やしていかなければならないのではないかと考えているところですが、それから新型コロナウイルス感染症などが続いていることから、職員の負担が非常に重くなっているのではないかと考えております。

それから、これは一関地区広域行政組合のことなのですが、ケアマネージャーについてこの前も言いましたけれども、調査員の方が千厩支所から大東地域の山奥まで来ると、大東支所にいて調査に来るのとは全然違うと、そういうことで認定調査が遅れているのではないかという話も市民から出ているのです。

ですから、北部、東部に集約するというので、そういう市民サービスが低下するおそれがあるのではないかと、その辺のところを心配しているのですが、いかがでしょうか。

委員長：鈴木保健福祉部長。

保健福祉部長：まず1点目の専門職の数を増やしていかなければいけないのではないかとこの部

分でございますが、職員全体の定数を定員適正化計画の中で削減していく中で、その専門職の部分だけを増やしていくというのは難しい部分があると思っております。

平成17年の合併以降、栄養士の人数については、学校給食の学校給食センター化するなどということで減ってきておりますけれども、保健師の数についてはほぼ横ばいできているところでございます。

その横ばいで維持していく中で、市民サービスを低下させないために、どのようにすればいいかということで、今回の拠点化というところを進めていきながら、サービスの低下を起ささないようにと考えているところでございます。

一関地区広域行政組合の認定調査の話がありましたが、認定調査についてはちょっと今年の年度初めに遅れた部分があったやに聞いておりますが、夏過ぎには追いついてきているというように聞いておりましたが、いずれその話の最後にあったサービスの低下のおそれがないのかという部分については、拠点化しながら市民サービスのレベルを維持していくように努めてまいりたいと考えてございます。

委員長：菅原委員。

菅原委員：私からは3点をお尋ねしたいと思います。

来年度から国ではこども家庭庁ができるということで、あと、一関市定員適正化計画の中でこういった再編が進んでいくのか。

理念が先にあるか再編をしていくのか、それとも一関市独自の理念として、一関市は子供を大切にしていけるのだということが先にあるか、そういう理念が先にあるか、このような再編をしていく中で、子供が大切にされていくのだというような、同じ再編をするに当たって、私は何かほかの委員もおっしゃっていたようにちょっと違うと思うのです。

そういう中で、やはり市民サービスの低下というか、子供に対するサービスの低下、お母さん、お父さんに対するサービスが低下していくのではないかとこのところが心配です。

人口も減っていくのですが、組織そのものが人口は減るけれども、組織はそのまま残る中で人数も減る中でやっていかなければならない。

だから1人の職員が手がける仕事が多くなっていく。

それは仕方がないと思うのですが、その辺をどのように考えていくのかというところが2つ目です。

もう一つは、大東支所に集約するということなのですが、今その大東支所は大原地区という遠いところにあるのです。

やはり、だんだんにそれを摺沢地区あたりとかに。

何というか、地域を考えると、支所のある大原地区から松川地区へは端から端へということになるわけです。

端にあるというところで、真ん中という摺沢地区あたりではないかと思うのですが、地域的な、場所的なことを考えるとどうなのでしょう。

電話でやるのですか。

大東支所のある大原地区から松川地区とか田河津地区に来るということはちょっと合理性を感じられないというか、将来的にはその辺を改善していかないとならない課題は持っているのかと思います。

この3つ、理念のところとサービス低下のところとその場所のところをお願いします。

委員長：鈴木保健福祉部長。

保健福祉部長：子育てに対する市の考え方、理念というところでございます。

言葉の端々に私、国の動きということで、こども家庭庁の創設の動きがありますという話を申し上げましたけれども、考え方としては、たまたま期を同じくして国でもそういう動きになったということで、そういったものを受けながら、いずれ話の中でもありましたが、子供を支え、子育てを支えていくことは、家庭を支え、家庭のあり方を見直していくというところにつながるといいますので、子供を取り囲む家庭を含めて、そういったところに手を携えながら進めていきたいということで、市としてそこを中心に、こどもまんなか社会という言葉をも国のほうでも言うておりますけれども、そういった考え方で進めてまいりたいと考えてございます。

それから、先ほど保健師については、今までは横ばいの人数で推移してきましたというお話を申し上げました。

今後、人口が減っている中で、そこまではちょっと確約できないところですが、一人一人の業務が増えていくという部分は出てくるだろうと思います。

今回の見直しに当たっても、特に事務職もそうなのですが、特にこの専門職の方々、年齢構成が極端に違いがございます。

40代、50代の保健師が6割以上占めていて、20代、30代になると3割という数になっております。

また、栄養士については、50代が多くて、20代が1人、40代が1人、30代に至ってはいらっしやらないという状況もあります。

そういったことで、今までのノウハウなり、その経験を次の職員に引き継いでいくといったようなことも、それぞれ1人職場であれば、なかなか支所との連携とか、集まった都度ということではなかなか難しいところもあります。

そういったところで技術の高度化、人材育成という言葉をちりばめたわけですが、集約の中でそういったところができるような体制をつくっていききたいという思いからの業務の集約というところでもございました。

3点目は、非常に地域性のあることですので、ここでそうしますとか、そうしませんというようなことは言えませんが、最後に委員がおっしゃったように、将来的な課題と思っております。

委員長：菅原委員。

菅原委員：大東地域、そのものが偏ったところに支所があるのです。

保健福祉の分野だけではなくて、全体を見直す中でこのことは課題として私たちも捉

えていかないとならないのではないかと思います。

委員長：千葉信吉委員。

千葉（信）委員：質問になりませんが、組織の見直しということで、すごい戸惑いが出ますので、いずれ周知しながら、新しい組織、どうなのかということが市民にとっては不安なところが出ると思います。

その辺はしっかり行っていただきたいと思います。

関係職員の配置の関係も、限られた人数なので、そういう状況なのだろうと思いますが、いずれ市民サービスという言葉でくくってしまうと終わりなのですけれども、低下とか向上を図ればいいのかだけでも、維持しながらさらに進んだような、この見直しによってよかったという効果が出るような、そういった取組もなさっていただければいいのかなと思います。

国の施策の中で少し進んだ取組だと思うのですが、他市で取り組まれている、名前はちょっと違うけれども、そういうところはありますよね。

ただ、市としては早い取組ではないと思うのですが、その辺はお願いしたいと思います。

あとDXの関係ですが、いい取組だと思いますが、なかなかタブレットを使うことに戸惑う部分もあると思うので、その辺はしっかりと対処できればいいのかなと思いますので、よろしく願いいたします。

委員長：鈴木保健福祉部長。

保健福祉部長：いずれ、お話しいただいたように、周知の仕方についても工夫しながらの市民の皆さんに戸惑いが生じないよう対応してまいりたいと思います。

ありがとうございました。

委員長：那須委員。

那須委員：先ほどの岩淵優委員のお話、私もそのとおりだと思っていました。

具体的な事例を挙げてということでどういうことでの組織再編するのかというところの目玉を、今日の記者会見で記者のほうからも組織再編ということになると大きな事例、まさしく目玉的なところという話があると思います。

先ほど部長が、転入された方がいた中での保育園か幼稚園か、そういった窓口の一元化はそのとおりだと思いますし、保護者の相談も1か所でできるということで、それはそのとおりだと思いますが、少し市長にその辺のところをしっかりと、目玉的なところをまだ時間はあると思うので、頭に入れていただいて、ここというところを言えるような形にさせていただいておければいいのかなと思います。

すみません、質問変えます。

何かそういう話は出なかったのでしょうか。

委員長　：鈴木保健福祉部長。

保健福祉部長：市長からはただいまの見直しの概要をお話ししました。

記者から目玉となるのは何かというような御質問はなかったところです。

委員長　：那須委員。

那須委員：今後、こういった場の中に出るかと思しますので、先ほど部長の話はあったのですが、目玉というものをその辺をしっかりとめていただければと思います。

委員長　：佐藤委員。

佐藤委員：東山支所、室根支所、川崎支所など保健師がいなくなってしまうところでは、市民福祉課の窓口の負担が増え、タブレットの操作とか電話が多くなっていくということがあ
るわけですね。

なくなったところ、その辺のところでは仕事が増加すると思っておりますが、どのよう
にお考えなのか。

委員長　：鈴木保健福祉部長。

保健福祉部長：支所に保健師がいなくなる、健康推進室を置かない支所の話でありましたが、例
えばその千厩支所、大東支所にあっても、市民課、保健福祉課の2つあったのが、市民
福祉課になるというのは、すべての支所が一緒であります。

市民福祉課の業務が増えるのではということですが、これまでの保健福祉課の業務を
集約することで職員も何人かもしかすると減るかもしれませんが、新しい市民福
祉課のほうに異動になって業務します。

その中で、ただ単純にそのタブレットなどを活用して対応する部分が増えるかとい
うと、業務の部分でかなり本庁のほうに集約される部分もありますので、減る部分、それ
から新しく増える部分ということで、極端に業務が過多にならないようなどは配慮
してまいりたいと思っております。

委員長　：佐藤委員。

佐藤委員：例えば、東山支所の保健業務の部分全てを吸い上げてしまうということではないと
いうことでしょうか。

委員長　：鈴木保健福祉部長。

保健福祉部長：具体的に、東山支所の例で申し上げますと、保健福祉課に3つの係がありますと

言いました。

保健係に配置になっていたのは、保健師と栄養士です。

それについては、この2ページの右側のどこかの、ほかには福祉課と新型コロナワクチン接種対策室もありましたので、それら含めてどこかの部署に異動にはなりますので、東山支所には保健師も栄養士も残らない形になります。

それ以外の2つの係にいた職員、その職員が残るか別な職員が来るか分かりませんが、そこには業務が残りますので、その業務をもって市民福祉課の職員として仕事をしていただくという形になります。

委員長：この際、委員として質疑をしたいので、暫時副委員長と交代します。

副委員長：それでは暫時委員長の職務を行いますので、よろしくお願いいたします。

質疑を行います。

永澤委員。

永澤委員：それでは2点ほどお伺いをいたします。

来年度、再編に当たって、やはり市民に当然周知するという事は行うと思いますが、市民はどれほど、どのように変わるのかということが実感として湧かないものだと思いますし、想定されます。

ですので、支所などそういうところで受け止めてほしいという、体制ではなくて対応が必要と思っておりますので、その辺の配慮等はしっかり行っていただきたいという要望もありますし、しっかりとそういった対応ができるような、どこで割り振りしても、そういうことがしっかり受け止められるような人材が必要になってくると思っております。

それで、これまで健康づくり課や各支所に市民課、保健福祉課があったのですが、支所にどのくらい職員が配置されるのか、想定といたしますか、そういったものが今現在で話せる部分があるのかどうかというようなこともお伺いをしたいと思っております。

それから、こども家庭庁ということで、私も一般質問で申し上げましたけれども、国はこども家庭庁という大きな看板を掲げて、国策として実施するというようなことになる前提として今回の見直しということで受け止めたいと思っておりますけれども、ただ、一関市は、やはり高齢者の比重が多いので、長寿社会といいますか、保健福祉部門の支所で担ってきた部分、それが今度、北部、東部、花泉地域は別としても、大きくし拠点化される、それもその仕方がないと言っては何ですが、当然そのようにして業務の内容が専門的なことも求められるので、そういうことになってくるのだろうと思っておりますし、それからDXも当然使いながらということも理解いたします。

しかしながら、保健福祉部ではないですけれども、国民健康保険税が違ったりということでプレスリリースがありました。

そういったことが、一端として、信用といいますか、信頼関係につながるものだと思いますので、そういったところを全市としてしっかり対応していただきたいというように思っております。

現実、実際に今お聞きするのは、職員の異動と申しますか、そういったものが今分かればお知らせいただきたいと思っております。

副委員長：鈴木保健福祉部長。

保健福祉部長：御意見ありがとうございました。

人数の想定の部分については、先ほどの岩淵委員から話があり、そこでお答えしたとおりですけれども、こちらのほうでこういう配置にしてほしいということは総務部と今協議中ですので、具体的にどのようになるかというところまではちょっと申し上げられない段階ではありますが、基本的には今いる、保健福祉部なり支所の保健福祉課にいた職員の総人数は落とすことなくその中で対応していけるようにということで、それぞれの支所の配置の人数まではちょっと今申し上げられませんが、総体の中では現状レベルを持ちながら、教育委員会から所管される分を加味して、協議しているところでございます。

副委員長：永澤委員。

永澤委員：今、落とすことなくというようにおっしゃられたのですが、せつかくこのような大きな改変のときに、私は逆と申しますか、しっかり人数を減らしても対応できるのだという姿勢と申しますか、仕組みでないと、今後取り組んでいけない、やっていけないのではないかと思うのですがそれについてはいかがでしょうか。

副委員長：鈴木保健福祉部長。

保健福祉部長：その業務を集約する部分、それから仕事を持ったまま、拠点化していく部分とございます。

その中で、集約するから効率化できてという部分があるかもしれませんが、そこについては、今の段階で、なかなかその5人でやっていた仕事をまとまってやるから4人で済むというところまではちょっと読み込めない部分がありますので、今回はなかなか増員というのは難しい部分があるので、現状の中でというところで、総務部のほうとは話しているところですが、その状況を見ながら、今後、令和6年度以降になりますけれども、検討してまいりたいと思っております。

副委員長：永澤委員。

永澤委員：やはりこういう大きな改変のときは、ある程度思い切ったことが必要と私は思っております。

ですので、今までどおりの人数を置いたからというか、そのような考え方で臨むのではなくて、しっかりと人口減少だったり、そういったところも合わせてトータルに考えていかなければならないのだろうというように思っておりますので、当然市民への対応

については不満のないような形でいこうということは最初に申し上げましたけれども、ただ、支所もそういったこともしっかりやりながら、やはり仕事の効率化というのは目指していかなくてはならないだろうと思っております。

副委員長：それでは委員長と交代いたします。

委員長：岩渕委員。

岩渕委員：新体制の業務の中身はちょっとまた追々あるのでしょうかけれども、この組織だけを見たときに、1ページにありますように、その健康こども部、それからこども家庭課に子供とありますので、子供に力を入れるというアピールといいますか、そういうことになると私は捉えていますけれども、一応念のためお聞きします。

委員長：鈴木保健福祉部長。

保健福祉部長：最初からそういうように言えばよかったと思いますが、部の名称に子供というものを入れたところが大きなところだと思います。

それで今まで「子供」というときに「子供」の「子」は漢字の「子」、子ども子育て計画などそういったものについても全て漢字の「子」でありました。

ここについては、こども家庭庁の創設に当たっても、国でもひらがなの「こども」、それからこれから新しく出てくる法令も「こども」は3文字ともひらがなで、「子育て」となるとやはり子育ての「子」は漢字の「子」なのですけれども、そういったところの使い分けもしながら、部の名称に「こども」というものを入れたということは大きな部分だということに捉えております。

委員長：岩渕委員。

岩渕委員：ぜひアピールをよろしくお願いします。

委員長：ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長：なければ、質疑、意見交換を終わります。

以上で、保健福祉部の組織の見直しについての調査を終わります。

保健福祉部長、保健福祉部特命部長には、お忙しいところ御出席いただき、ありがとうございます。

暫時休憩します。

(休憩 14:43~14:44)

委員長 :再開します。

その他に入ります。

次回の委員会についてお諮りいたします。

次回は11月30日、午後1時30分から委員会を開催し、不登校について調査を行うことといたします。

また、調査に当たり一関平泉不登校支援ネットワーク、世話人、佐藤良規さんを参考人として出席を求めることといたします。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 :異議ありませんので、さよう決しました。

議長を通じて、参考人の出席を求めることといたします。

休憩いたします。

(休憩 14:45~14:50)

委員長 :再開いたします。

次に行政視察についてお諮りいたします。

不登校生徒児童に対する教育機会等を調査するため、宮城県富谷市立富谷中学校西成田教室の取組状況を調査することといたします。

また、日程等について、正副委員長で調整し、皆様にお知らせすることといたします。

さよう進めることに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 :異議ございませんので、さよう決しました。

そのほか、委員の皆さんから何かございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

委員長 :なければ、以上で、その他を終わります。

以上で、予定した案件の協議は終了いたします。

以上で、本日の委員会を終了いたします。

御苦労さまでした。

(午後2時51分 終了)